

川崎市税公告第122号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	第2期分以降	令和7年9月1日 (第2期分)	計196件
令和7年度 (令和6年度課税分)	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	8月随時分	令和7年9月1日 (8月随時分)	計10件
令和7年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分以降	令和7年9月1日 (第2期分)	計1件
令和7年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和7年9月1日 (全期分)	計4件

(別紙省略)